

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第47回）議事概要

開催日時	令和3年（2021年）11月1日（月）10:00		
場所	下関市役所本庁舎西棟5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭） 足立 俊輔（大学准教授）		
審査対象期間	令和3年4月1日 ～ 令和3年9月30日		
審査対象総件数	162件	(抽出工事名称)	
及び 抽 出 事 案 数	一般競争入札	154件	菊川中学校体育館新築建築主体工事
			山陰終末処理場沈砂しさ処理棟機械設備工事
	随意契約	8件	長府浄水場脱水機棟監視制御設備更新工事
議事事項	総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について		
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状況報告	1件1者		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

別紙

意見・質問	回答
<p>菊川中学校体育館新築建築主体工事</p>	
<p>競争入札の参加条件はいつから点数ではなく、等級になったのか。また、何等級あるのか。等級ごとの請負金額はいくらか。</p> <p>等級ごとの点数はどうなっているか。</p> <p>再度入札2回目で落札者がいなかった場合は最初からやり直すのか。</p>	<p>等級については令和2年度からで、土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事の4つの工種に等級を付けている。建築一式工事についてはA B C Dの4等級としている。等級ごとの請負金額は案件ごとに公表しており、設定金額については原則、非公表にしている。</p> <p>建築一式工事では、A等級は950点以上、B等級は750点以上950点未満、C等級は600点以上750点未満、D等級は600点未満となっている。</p> <p>再度入札を2回しても不落の場合は入札は中止となる。</p>
<p>山陰終末処理場沈砂しき処理棟機械設備工事</p>	
<p>「しき」とは何か。</p> <p>処理機械について、沈砂しき処理をどのように行うのか。</p>	<p>汚水中の髪の毛、繊維、食物残渣などの固形物。</p> <p>市内で集めて車に積んだ汚泥を持ってきて資料の一階平面図の所に投入する。汚泥を投入したら外部沈砂受入槽に入り、そこからコンベヤで上の階まで運び、A-A断面図にあるように、沈砂受入槽に行き、二階まで上がり沈砂しき洗浄分離機で洗浄分離される。それから二階の平面図の左側のコンベヤが沈砂、右側のコンベヤがしきのホッパになり、洗浄分離したものがそこに入っていく形になる。一階平</p>

<p>山陰終末処理場には沈砂しき処理設備はなかったのか。</p>	<p>面図にトラックの絵が二台あるが、左側がここから沈砂を搬出するトラック、真ん中のトラックがしきを搬出するトラックとなっている。大まかな流れは以上となる。</p>
<p>一年前にこの処理施設の構築物を抽出し審議したかと思う。当時ほどこのメーカーが実施するということは決まっていなかったと思うが、同時進行でメーカーも決めて構築物と一緒にやれば手戻りがないように思うのだが。荷重や機械の配置などが分からないような状態の中で手戻りがあったときは余計な出費があるのではないかと思うがどうか。</p>	<p>沈砂しき処理設備はもともと筋ヶ浜終末処理場にしかなく、すべて筋ヶ浜終末処理場で処理していた。今回処理区の統廃合により筋ヶ浜終末処理場を廃止するということになり、代替として市内の管渠清掃などで集めたすべての汚泥を処理する設備を山陰終末処理場に新たに設置するという方針になっている。</p>
<p>構築物を作る際にどのようなメーカーが入ってきても対応できるということか。</p>	<p>工事を発注する前段階で実施設計しており、それをもとに工事を発注するが、土木建築の方は土木建築の方で発注し、機械設備の方は機械設備の方で別に発注する。機器の配置、荷重というのはコンサルの方で既存のメーカーとヒアリングするなどしてあらかじめ一般的なものは決められており、今回工事で落札した業者が入ってくることによって新たに配置が変わったり、機器の荷重が大きく変わったりということはないものと考えている。</p>
<p>その発注仕様書に沿っていれば対応できるということか。</p>	<p>発注仕様を限定しているので、なんでも入れられるということではない。</p>
<p>工事の特特殊性などから入札参加資格申請業者の地域要件を市外まで広げて</p>	<p>そうである。</p>
<p>市内業者で当該工事に係る特定建設業の許可を有している業者は一者</p>	<p>市内業者で当該工事に係る特定建設業の許可を有している業者は一者</p>

<p>いるが、市内に入札参加資格を満たす業者がいないと判断したのか。</p>	<p>しかいなかった上、大規模機械設備の実績がなかったので、市外まで要件を広げた。</p>
<p>長府浄水場脱水機棟監視制御設備更新工事</p>	
<p>監視制御設備は稼働から11年（法定耐用年数5年）とのことだが、5年で使えなくなるのか。また、法定耐用年数5年の設備を11年使っているのはなぜか。使用年数の根拠は。</p> <p>更新目標年数を倍の年数にしたのは、上下水道局の判断か、それとも他の事例等を参考にしたのか。</p> <p>長く使うとどのような支障が出るのか。</p> <p>ソフト面ではどうか。</p>	<p>法定耐用年数は5年だが、過去実績からまだ使えるのではないかという判断で計画を立て、法定耐用年数の倍の年数である10年を更新目標年数とし更新工事を行うことになった。その計画に合わせて、今回更新工事を行う運びとなった。</p> <p>上下水道局の計画として進めた。 稼働年数を法定耐用年数の2倍に設定した根拠だが、日本水道協会が発行している維持管理指針があり、その中に日本全国の水道事業体を対象にした設備更新の実態調査の結果が掲載されており、その平均値は法定耐用年数の1.7倍となっている。 先ほど説明したとおり、過去の実績を勘案して年数を2倍に延長し計画を立てた。</p> <p>電気設備なので、急に電気がつかなくなり使えなくなる。そうなる運用できなくなるため、取り換えという形で対応させてもらっている。</p> <p>電子機器なので故障するときは何の前触れもなく壊れる。修繕可能でソフトウェアは既設と同じOSであればバックアップもあるので使用することは可能だが、現行の工業用パソコンに取り換えとなると、OSが更新されていて、ソフトウェアが現行のOSに対応できなくなるということが起こっ</p>

<p>パソコンは5年位で買い替えるのが一般的だと思われる。今回の設備の更新は11年で、日本水道協会のアンケート調査結果では法定耐用年数の1.7倍ということだったが、今後はそれよりも耐用年数が短くなる可能性があるのではないか。支障等はないのか。</p>	<p>てくる。既設の工業用パソコンであればソフトウェアは流用可能となるが、更新の場合は、流用は難しくなると思われる。</p> <p>発注の仕様に10年間修繕対応可能であることとの文言を入れている。</p>
<p>審 議</p>	
<p>抽出事案3件について、特段の意見等なし</p>	
<p>総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について</p>	
<p>落札候補者は市内ではなく神戸の会社である。金額の大きいものは市内業者では対応が難しいということか。</p> <p>西日本エリアでは、ほかに工事ができる同規模の会社はどのくらいあるのか。</p> <p>「工事全般の施工計画 受注者が提案する施工上配慮すべき事項」の「当該事項に対する技術的所見」の二項目目「安全作業を遵守するための工夫」に「機器の搬入回数が多いため、作業後即時復旧できるよう、着脱可能な安全構造の手摺に改造します」とあるが、こういった構造なのか。</p>	<p>金額の大小ではない。工事の内容によって、市内業者では対応できない内容のものであったと思われる。庁舎建築の10億円ほどの工事は市内業者が対応した。</p> <p>契約課で設定した条件で全国で8社以上は参加可能であった。</p> <p>新しい機械を天井のホイストで吊りあげて入れたり、撤去した機械を下ろしたりを繰り返すが、今現在あるものは溶接された手摺で、脱着が困難であるため、機械の搬出入時に取り外しがしやすいように改造を行う。手摺を外して、搬入したり搬出したりするが、そのままでは人が歩くとき危ないため、作業していないときは安全のため手摺をつけておく措置をとるよう</p>

<p>既に製品としてあるのか。それとも会社独自で改造するのか</p> <p>安全性は大丈夫なのか。</p> <p>JIS 規格で定められていないものだが大丈夫なのか。</p> <p>(審議等) 落札者決定について、意見等なしということによいか。</p>	<p>にする。</p> <p>製品としてはない。現場によって寸法が違うため、その場で溶接などの作業が必要となる。</p> <p>手摺が確実に固定されているか安全確認を行う予定。</p> <p>奥山工場でも着脱式の手摺を使用しているが、危険なことは起きていないため大丈夫である。</p> <p>異議なし。</p>
--	---